

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

> 会社名 トーイン株式会社 代表者名 代表取締役社長 公明 C E O # C O O(コード番号 7923)

> 問合せ先 常務取締役執行役員 坂戸 正朗 経 営 企 画 統 括

話 0 3-5 6 2 7-9 1 1 1 雷

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改 定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(下線は変更箇所)

変更前

5. 当社の企業集団における業務の適正を確保 するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保す るために「経営理念」「コンプライアン ス基本方針」および「企業行動規範」 を当社および子会社で共有化するとと もに、その周知徹底を図る。
- (2) 子会社取締役は、定期的に業務執行状 況・経営成績等について当社取締役会 へ報告するとともに、重要事項につい ては事前に協議する。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置 | 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置 くことを求めた場合における当該使用人に 関する体制ならびにその使用人の取締役か

変更後

- 5. 当社の企業集団における業務の適正を確保 するための体制
 - (1) 企業集団における業務の適正を確保す るために「経営理念」「コンプライアン ス基本方針」「リスク管理方針」及び「企 業行動規範」を当社及び子会社で共有 化するとともに、周知徹底を図る。
 - (2) 当社の海外事業を統括する取締役及び 子会社取締役は、定期的に業務執行状 況・経営成績等について当社取締役会 へ報告するとともに、経営上のリスク 発生懸念等の重要事項については事前 に報告し協議する。
 - (3) 当社は、毎事業年度ごとの当社及び子 会社の経営目標を定め、経営会議で承 認する。
- くことを求めた場合における当該使用人に 関する体制及びその使用人の取締役からの



らの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、速やかに配置するものとする。また、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価、賃金等については、監査役の同意を得るものとする。
- 7. 取締役および使用人が監査役(監査役会) に報告するための体制その他の監査役への 報告に関する体制
 - (1) 取締役および使用人が、定例的に監査 役または監査役会に提出すべき議事 録、稟議書その他の書類を定める。
 - (2) 取締役会に報告された事項を除き、次 の事実を認めた取締役および使用人 は、直ちにそれを監査役に報告するも のとする。
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれの ある事実
 - ・不正行為または法令、定款に違反す る重大な行為
 - ・重大な事故・災害等の発生
 - (3) 上記にかかわらず、監査役はいつでも 必要に応じて取締役および使用人に対 し、報告を求めることができるものと する。

独立性に関する事項<u>ならびに監査役の指示</u> の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人 を置くことを求めた場合には、速やか に配置する。
- (2) 取締役からの独立性を確保するため、 当該使用人の異動、評価、賃金等については、監査役の同意を得るものとする。
- (3) 当該使用人は監査役の指揮命令を優先して従事するものとする。
- 7. <u>当社及び子会社の</u>取締役及び使用人が監査役(監査役会)に報告するための体制<u>ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由に不当な取り扱いを受けないことを確保する体制</u>
 - (1) <u>当社及び子会社の</u>取締役及び使用人が、 定例的に監査役または監査役会に提出 すべき議事録、稟議書その他の書類を 定める。
 - (2) <u>当社</u>取締役会に報告された事項を除き、 次の事実を認めた<u>当社及び子会社の</u>取 締役及び使用人は、直ちにそれを監査 役に報告するものとする。
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれの ある事実
 - ・不正行為または法令、定款に違反す る重大な行為
 - ・重大な事故・災害等の発生
 - (3) 上記にかかわらず、監査役はいつでも 必要に応じて<u>当社及び子会社の</u>取締役 及び使用人に対し、報告を求めること ができるものとする。
 - (4)監査役へ報告を行った当社及び子会社 の取締役及び使用人に対し、当該報告 をしたことを理由に不利な取扱いを行 うことを禁止し、その旨を当該報告者 に通知する。
- 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の 前払又は償還の手続その他の当該職務の執



行について生ずる費用又は債務の処理に係 る方針に関する事項

(1)監査役がその職務の執行について、当 社に対し、会社法388条に基づく費 用の前払い等の請求をしたときは、当 該請求に係る費用等が当該監査役の職 務に必要でないと立証できる場合を除 き、速やかに当該費用等を処理する。

8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1)代表取締役と監査役は、定期的に経営 方針、経営の課題、会社を取りまくリ スク、監査役の監査環境、監査上の重 要課題等について意見交換を行い、相 互の認識と理解を深めるものとする
- (2) 監査役は、経営会議その他重要な会議 に出席し、必要な意見を述べることが できるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行なわれる ことを確保するための体制

- (1)代表取締役と監査役は、定期的に経営 方針、経営の課題、会社を取りまくリ スク、監査役の監査環境、監査上の重 要課題等について意見交換を行い、相 互の認識と理解を深めるものとする
- (2) 監査役は、経営会議その他重要な会議 に出席し、必要な意見を述べることが できるものとする。

2. 変更日 平成 27 年 5 月 15 日

以 上